

○八王子市都市農地保全支援プロジェクト補助金交付要綱

平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都の都市農地保全支援プロジェクト補助金を活用して、農地保全のための整備等を行う農業者に交付する補助金手続きについて、八王子市補助金の交付の手続き等に関する規則(平成15年3月31日規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象となる者は、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画について、八王子市長(以下「市長」という。)の認定を受けた者をいう。以下同じ。)とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、認定農業者が行う別表に定める補助対象事業であって市長が認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、前条に定める補助対象事業に要する経費のうち、別表に定める補助対象経費とする。

2 この補助金の対象となる経費は、別表に定める補助対象経費のうち、市長が補助金の使途として適切と認めるものとする。

(補助金額)

第5条 この補助金の額は、前条の補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を限度とし、毎年度予算の範囲内で市長が定めるものとする。

(交付申請)

第6条 この補助金を受けようとする認定農業者は、八王子市都市農地保全支援プロジェクト補助金交付申請書(第1号様式)に事業計画書及び収支予算書その他必要な書類を添えて、市長に対し、市長が指定する日までに申請しなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助の可否を決定したときは、八王子市都市農地保全支援プロジェクト補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により当該申請をした認定農業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の補助金の交付の決定を行うに当たり、必要な条件を付することができる。

(申請の撤回)

第8条 規則第7条第2項の規定により補助金の交付の通知を受けたもの(以下「補助対象者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議のあるときは、当該通知を受けた日から14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(事故報告)

第9条 交付の決定を受けた認定農業者(以下「交付決定者」という。)は、事業が予定期間内に完了しないとき、又は完了が困難となったときは、速やかに八王子市都市農地保全支援プロジェクト補助金事故報告書(第3号様式)を市長に提出し、その指示に従わなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、第3条の補助対象事業が完了したときは、市長に対し、八王子市都市農地保全支援プロジェクト補助金実績報告書(第4号様式)を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を調査し、速やかに補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、交付決定者に対し、八王子市都市農地保全支援プロジェクト補助金確定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 前条第1項の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、市長が指定する日までに、市長に八王子市都市農地保全支援プロジェクト補助金交付請求書(第6号様式)により請求しなければならない。ただし、市長が必要であると認めるときは、八王子市都市農地保全支援プロジェクト補助金概算払請求書(第7号様式)により概算払をすることができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求内容を確認の上、速やかに補助金を交付するものとする。

3 概算払を受けた交付決定者は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、市長に八王子市都市農地保全支援プロジェクト補助金概算払精算書(第8号様式)を提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

(調査)

第13条 市長は、この要綱に定める補助金について、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、又は必要な書類を提出させることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)補助金を他の用途に使用したとき。

(3)その他補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類帳簿の整理保管)

第 16 条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(事業成果の報告)

第 17 条 交付決定者は、補助事業の完了後 5 年間、事業の成果を市長の求めに応じて報告しなければならない。

附則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、平成 36 年 3 月 31 日をもって効力を失う。

別表(第3条、第4条)

補助対象事業等

	補助対象事業	補助対象経費	補助率
農地保全のための施設整備事業	(1)防災機能を強化するための施設を整備するための事業	次に掲げる整備に要する経費 (1) 防災兼用農業用井戸の整備(停電時に必要な非常用発電装置を含む。) (2) 防災協力農地や防災兼用農業用井戸の掲示版又は案内版の整備 (3) 太陽光発電による非常用電源の整備 (4) 簡易トイレの整備 (5) その他防災機能を強化するために必要な整備	補助対象経費の8分の7以内
	(2)地域や環境に配慮した基盤を整備するための事業	次に掲げる整備に要する経費 (1) 耕作道の整備 (2) 散策路、遊歩道等の整備 (3) 農業用水路の親水化 (4) 農薬飛散防止施設の整備 (5) 土留め(擁壁)、生垣の整備 (6) 用排水施設の整備 (7) 簡易直売所の整備 (8) その他地域や環境に配慮した基盤の整備に必要な整備	
	(3)福祉、教育等の機能発揮のための農地活用の施設を整備するための事業	次に掲げる整備に要する経費 (1) 福祉農園の整備 (2) 学童農園の整備 (3) 市民農園の整備 (4) 農業公園の整備 (5) その他福祉、教育等の機能発揮のための農地活用の施設の整備に必要な設備	
	(4) 実施設計事業	農地保全のための施設の整備工事の実施に必要な実施設計に要する経費。ただし、補助対象経費は300万円を上限とする。	